

内閣委員會議録 第三号

昭和二十六年二月十七日(土曜日)
午前十二時三十分開議

出席委員

委員長代理理事 青木 正君
理事 江花 靜君 理事坂田 英一君
井上 知治君 大内 一郎君
田中 萬逸君 平澤 長吉君
橋本 龍伍君 本多 市郎君
松本 善壽君 山口六郎次君
椎熊 三郎君 松岡 駒吉君
加藤 充君

出席政府委員

總理府事務官(宮内府長官官房皇室經濟主管) 近藤 直人君
委員外の出席者 専門員 龜井川 浩君
専門員 小関 紹夫君

二月十七日

委員千葉三郎君及び河田賢治君辭任につき、その補欠として椎熊三郎君及び加藤充君が議長の指名で委員に選任された。

本日の會議に付した事件

皇室經濟法施行法の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)
日本國憲法第八條の規定による議決案(内閣提出)

○青木(正)委員長代理 これより會議を開きます。

委員長が所用のため、理事の私が委員長の職務を行います。本日の議題は、皇室經濟法施行法の一部を改正する法律案及び日本國憲法第八條の規定による議決案であります。両案を一括

して質疑に入ります。御質疑はありますか。

○加藤(充)委員 簡単に一点だけお伺いしておきたいと思うのですが、昨年度におきましてのいわゆるお手元金、あるいはただいま問題になつておられる憲法第八條の規定に基づく、あるいは皇室經濟法施行法による金の使途内容ですが、見舞金、奨励金というようになことがあるようです。どちらに幾らほどお出しになつたのか、その点を承つておきたいと思ひます。

○近藤(直)政府委員 お答えいたします。皇室經濟法施行法第五條によりまして、天皇及び内廷の皇族が賜與し得る金額の限度が規定されておりました。これは年間百二十万円ということに相なつております。それからこれとは別に、これに加えて毎年国会で御承認をいたしてお見舞金及び奨励金の額は、昭和二十五年におきましては二百五十万円と相なつております。そのお見舞金、奨励金並びに賜與先につきまして申し上げます。昭和二十五年におきましては、奨励金は、おもに社会事業団体に賜つております。これは厚生大臣、法務総長を通じて、それらの社会事業団体に御奨励のおぼしめしをもつて賜つておるのでございます。その他日本赤十字社、あるいは中央共同募金委員会等が、その主要なものでございまして、それからお見舞金関係、これは二十五年におきましては、熱海市の火災に対しまして、お見舞金いたしましたし

て、静岡県知事を通じて金三万円。その他各地の火災にそれ、賜つております。またジェーン颱風の被害に對するお見舞金いたしました。大阪府知事を通じて十五万円。その他被害各県の災害のお見舞金にそれ、賜つております。お見舞金関係は、主としてかような方面に賜つておるのでございます。それから、そのほかに賜與の關係がございまして、これはいわゆる祭祀料といたしまして、国に功勞のあつた方とか、あるいは學者の死亡に際しまして、祭祀料といたしまして賜はる分、それから皇族御縁故の寺院に賜はる賜金、その他皇室に御縁故のありました元宮内官の遺族といううな方面に賜はるものが賜金でございまして、その金額を申し上げますと、昭和二十三年におきましては、お見舞金、奨励の賜金といたしまして、国会で御承認を得ました金額は百八十万円でございまして、そのうち奨励、お見舞のために百二十七万円の支出になつております。それから昭和二十四年度は、国会が御承認いただきましたのは二百五十万円でございますが、支出した金額は百二十七万円でございまして、それから昭和二十五年、本年度は一月まででございますが、やはり国会の御承認を經ました金額は二百五十万円でありまして、一月までに百九十万円支出されております。それから例の皇室經濟法施行法第五條の規定によりましては年々約百万円の支出が行われて

おります。以上概略でございますが御説明申し上げます。

○加藤(充)委員 割合に詳細なお話があつたのですが、なお私もはいま少し具體的に聞きたいのであります。下世話な話を申し上げるのですが、こういう問題だから下世話な話も意味があると思ふのです。何か一人頭になりまして、五円足らずの受取りになるけれども、實際いふとそれに基づいてばらばらな支出面がふえて来る、あるいは迷惑な話だといふような、これは不届きな国民の一部の意見かもしれませぬけれども、そういう意見をよく聞くのであります。金銭ばかりでなしに、そういうふうなものを直接お出しに出て来られるとか、あるいはまたそういうふうなものゝ傳達されるという場合になりますと、その方面の實際の上の、一般的に言へば緊張あるいはそのための肉体的な、同時に物質と関連があらりますが、そういうものといたしまして、よくよくのことになつてゐるのであつて、どうもありがた迷惑だといふような声も巷間で聞くことが多いのであります。私もそれはそういうような關係から、いさし少額とかなんとかでなしに、具體的に個別的に承りたいと思ふのであります。きょうはもしそういうことが不似合ひであり、あるいはまた今その御答弁の準備がないと言われるのならば、適當にまとめてひとつお知らせを願ひたいと思ふ。

○近藤(直)政府委員 お答え申し上げます。ただいまのお話でございますが、実は宮内府當局といたしましては、お話をうけることはときどき伺つておるのでございます。また實際に賜與の金を賜はる場合、あるいはお見舞、奨励の金を賜はる場合、個々の一人一人に對しまして賜はるという場合もございまして、概して一定の基準によりまして、定額を一人々々ではなしに、全体として賜はるというのでございまして、従ひましてこれを一人一人の頭割にいたしますと、お話をうけるにはなほ不十分なことになるかと思ひます。しかしながら、これはただいまのところでは、金額をふやすということも問題でございまして、一應従来の例によりまして賜はつておるのでございまして、なお詳細な御質問でございましては、後ほど資料を準備いたしましてお話し上げてもよろしいかと存じております。

○加藤(充)委員 それではぜひそういうふうにお願ひしたいと思ふのですが、先ほどのお話のように、ほんとうに分割してしまへば何もしないやうなものを、ありがたく頂戴をしたやうなやうなことになるおつて、天皇様までそういうことをなさつたのだから、あとはそれに右へならえて、分付その他の負担が、いろいろな団体から強制的に、といつても心理的な強制を加えられ、それになびかなければならぬやうな状態になつて参つて、非常に困つておる。お断りはできないといふやうな形の嘆きを、われわれは町の

下つばの下層の連中から聞くのであります。たとえてみますならば、これは私も議員が経験したことなのですが、福井の震災のときに、国会から調査に行かれた。ジェーン風風その他のことで大阪にも国会からわざわざ調査に派遣されたのであります。福井のときは多分十数万円か何か国会から特別のお見舞として持つて行かれたのだ。大阪の場合は、わざわざ行つたけれども、そういうふうな国会のお手元金の捻出がなかつた。委員長その他の者が、談笑の間でしたけれども、大阪へも持つて行きたかつたというふうな話もしてありました。こういうふうな問題は、国会から出したというのと、天皇からお出しになつたというふうな場合になります。いろいろなことでも大阪の府民などの感じが違ふのでありまして、いい感じもあるじやないかと御指摘になれば、あるいはそういう面もあるかもしれませんが、結局われわれは先ほど申し上げましたように、天皇が出したのだから、あの罹災者にどうしろこうしろというふうな、日赤その他の寄付行為がそのあとに必ず出て来る。そういうふうなことで、何か国会が出したよりも、天皇が出した見舞金十数万円では、同じ金額を出してもずいぶん違ふ。むしろそれが大きな負担となつておること、これを締めつけて上からかぶせて行きます場合は、それでも大きな政治的な、あるいはそれを出すという意図は、それなりに達せられるのかもしれないけれども、それが心服するところまで、実は最近のとうとうたる多数の者の生活の行き詰まりから、そこまで行く値打が發揮されないものでありますから、また同時に

にそういうふうな意図をもつて使われるということになるならば、それはむしろ身分の特権を持つた者でなしに、国会その他適当な機関で、国家の予算として計上して、そうして堂々と政府から出すというところの方が、はるかに民主的な救恤、見舞あるいは奨励ということが徹底して行われるのではないかと思ふのであります。今一例として、大阪のジェーン風風の見舞の問題が御答弁にありましたので、私も経歴いたしました経歴を申し述べて、むしろ私も国会で——これも国会で予算を組むのですが、身分特権ということになしに、政府が出すべき金は当然出して行くという方向に行くべきじやないかというふうな気持ちもするものであります。そういうふうな面から、先ほどお約束くださいました具体的な詳細の資料を実は私も手に入れました、そしてなお私も責任のある民主的な意見を申し上げたいと思ふのであります。きょうはその運びになりますから、私はこの程度で質問を終ります。

○青木(正)委員長代理 ほかには御質問はございせんか。——なければ両案を一括してこれより討論に入ります。松本善壽君。

○松本善壽君 私は自由党を代表いたしまして、ただいま議題と相なつております日本国憲法第八條の規定による議決案と皇室経済法施行法の一部を改正する法律案に對しまして、賛成の意を表せんとするものであります。まず日本国憲法第八條の規定による議決案につきましては、先ほど共産党の諸君の質問もあつたようでありまして、私はむしろ百二十万に相なつてお

りますこの金額に對しては、この事例から見ましても、非常に少きに失しておるといふことは、われわれ國民としてひとしく考へておつたところでございます。このたび二百五十万円に上げようといふことは、むしろ現在の物価指数からいって、災害あるいは罹災者等の御見舞の意味で給與する額といひましては、少い。願わくは、私もこれ以上の額であるべきであるという考へ方を一応しておるものであります。しかしながら現在の社会の経済的な諸般の情勢から考へまするなれば、やはり二百五十万円という一定の数字も一応は納得いたす次第なのであります。私は参考の意見としては、むしろこれ以上の金額にしたい。たゞたいと念願するものであります。残念ながら先ほど言つた財政的な面からして、この金額に一応おちついておるといふこの案を見ました場合において、私はこの案には賛成をしがたいのであります。これ以上の三百萬あるいは四百萬というふうな数字なれば、あるいはこの社会的な計数上からいっても納得できるかわからぬけれども、特に災害の場合の罹災者に対する見舞とか、各種の産業の御奨励のためのものであります。むしろ今後とも増額せられるといふことをお含みいただいて、賛成をしたいと思います。次に皇室経済法施行法の一部を改正する法律案につきましては改正の要点が、その法の中の第七條の「法第四條第一項の定額は、二千八百萬圓」を二千九百萬圓とする。それから第八條の「法第六條第一項の定額は、六十五萬圓」を七十三萬圓とする。かような改正の要旨であります。もとよりこの改

正につきましては、先般国家公務員法の給與改訂が実施せられて行つて、すでに公務員諸君は、その予算計上を見おいて、皇室に關しまして、本年度において内廷並びに皇族御使用の職員について、国家公務員並の給與改訂をいたさんとするの、これは當然であります。この点について共産党あたりから疑義があつたようでありまして、共産党の意向には賛成しがたいのであつて、われわれはもちろんこの点については賛成であります。その内容については、内廷費が二千九百萬圓、皇族費が七十三萬圓と、それ、増額することは當然のことであると考へておるものであります。むしろわれわれが考へてみまするときにおいて、これ以上の額を計上しなければならぬ。もしも財政が許すならば、私もとしてはこれ以上の額を計上したという考へを持たざるを得ないと考へるものでござい。しかしながら現在の財政の状態におきましては、これもまたやむを得ないのであるまいか、かような考へでおるものごさい。従いまして今後これ以上増額をするという含みを持ちまして、この計上されておるところの改正案について、賛成をいたさんとするものであります。

○青木(正)委員長代理 推熊三郎君。

○推熊三郎君 私は國民民主党を代表いたしまして、ただいま議題となつております両案に賛意をいたすものであります。

この際、賛意の理由の中に一言私見を加えておきたいと思ひます。ただいま質問の際に、共産党議員の方でござ

して過分のものではない、まづたくし
るしばかりのものであつたでございま
し。しかしながらそこに盛り込ま
れておるところの国民と天皇とのつな
がり、わが国民性の厚い人情の盛り上
つておる点は、われ／＼としては世界
に比類なきよき間柄であり、よき感覚
であり、この感情なくしては、この心
組みなくしては、人間社会は決して平
和ではない。そういうことを強く痛感
いたしまして、先刻の共産党議員から
の発言を聞いて、いまさらではござい
ませんが、彼らの考え方、彼らのゆが
んだものの見方、唯物史観に徹して
世界革命に発展せんとする暴力主義政
党のあり方というものを、この国会の
議場において明確に示された点は、私
ども政治家として将来大いに参考にな
ることでもあります。この意味からいた
しまして、はなはだ蛇足ではございま
しましたが、私見を交えつつ、ただいま
議題となつております西案には、満腔
の誠意をもつて賛成するものでありま
す。

○青木(正)委員長代理 松岡駒吉君。
○松岡委員 私は西案に対して賛意を
表します。その理由は省略いたしま
す。

○青木(正)委員長代理 加藤充君。
○加藤(充)委員 日本共産党はこの西
案に反対するものであります。反対の
趣旨は、身分的特権を強化すべきでは
ないということであり、皇室関係
の使用人が、いわゆる給與改訂に伴つ
て、当然スライド的に予算も金額もふ
えて来るというような御趣旨もあるか
に思ふてありますけれども、皇室関係
の使用人が、一般公務員と比べて特別
に高い、昔の宮廷使用人のようなふう

には行かなくても、特別に高い生活を
受けるということ自体は、やはりこれ
は公務員の民主的な立場ということか
らいつても、そこに身分の特権に便乗
した、またそういう特権を強化するこ
う意図の中に隠れた反民主的な取扱
いだと私は思ふのであります。

さらに第二段は、そういうふうな特
権を強化することによつて、逆に政治
的にこれを利用する、政治的な意図に
それを使うというに至つては、私は民
主的な立場から、民主主義の立場から
けしからぬとすら考えるものでありま
す。たとえてみれば、先ほどの御説明
の中に、ジェーン・風風の大坂の見舞
いということが出ていましたが、一千數百
億、二千億になん／＼とする、大阪自
身だけの被害でもそれだけのことにな
つておるのであります。また失業者の
職安のあふれの数字を調べてみましま
して、昨年の十月末に三百万の多きに達
しておるのであります。また最近では
失業のために、あるいはその他の生活
の行き詰まりのために、身の危険を冒
して、白骨帰還の前例があるさ中に、
朝鮮まで非常な危険な仕事に参加して
行く人々もあるものであります。また
戦争あるいは災害、その他経済情勢の
よからぬために、不十分なために、売
る物も何もない弱い御婦人たちは、パ
ンパンとして街頭にあふれて、その数
莫大なものがあるものであります。私ど
もはこういうふうな事柄に対しては、
見舞金とか、奨励金とかいうような
ことになしに、国家が堂々と国家の責
任において、明確な立場において、こ
れらの額を増額することには賛成する
ものであります。また堂々とそういう
ふうなものは増額すべきだと思ふの

であります。自由党の御見解の中にあ
つたようですが、この額は少ないとい
う——私どもも今申し上げた意味合
で少ないと思ふです。もつとこれは多く
のものを、違つた責任の立場で出すべ
きだという見解を強く持つものであり
ます。少いものでも、そして少いこと
について、いろ／＼なまいきなことじ
やなしに、生活に追い込まれて、ごく
地味な意味で、何とかならぬものか、
政府はどつちへ向いてゐるのだ、施策
は不十分だというふうな声を、いろい
ろな災害や、いろ／＼な不幸な目にあ
われた人々から聞くのでありますけれ
ども、それに対して国家は十分な施設
はやらぬ。金がないんだ、予算がな
いんだというこゝになつておる。そこ
にもつて来て、まことに少いものでご
ざいますけれども、天皇その他の
皇族の見舞金というものを、こういう
のが出て来る。それで金がないところ
へ天皇が同情して見舞金を出したのだ
から、少くてもしんぼうすべきだ。あ
りがたく、數額にけちをつけずに、こ
その氣持だけで潤うべきだということ
になる。天皇まで出したんだから、皇
族まで出したんだから、ほかの者はも
つとあるだけのものを出し合ひつこし
よう／＼な施策やいろ／＼な手口が、
そのあとへ實際の政治のやり方とし
て続くのであります。これこそ多くの
意味合ひにおいて責任を回避し、そ
うして身分の特権を強化しながら、そ
の身分の特権を強化するということを利
用して、そうして政治の至らざるこ
ろの責任を回避するものであらうと
私どもは思ふのであります。こういう
ふうなことは民主主義の大精神からい

つて、原則からいつて、ごまかしであ
ると私どもは思ふのであります。天
皇、皇族のいわけをお出まし、そうし
て権威が得意の席をやりましたけ
れども、ああいうふうな昔のやり方
で、どういふことがやられたかとい
うと、世界にたいくいな天皇制、世界に
たいくいな人民抑圧、世界にたいくいな
き働く人々のほんとうに悲惨な生活
が、そのことによつて裏づけられ、底
大なる見舞金その他の御内帑金とい
うようなものがある反面に、そういう
うな実情なり実態が打出されたとい
うことは、否定できないと思ふのであ
ります。それを精神的な国民の醇風美俗
だといつておる間に、日本は取返しの
つかないことになつて、敗戦後六年に
なん／＼として、今まで自主権の回復
もできにくい、こういうふうな状態に
なつておるのであります。であります
からして、そういうふうなものをもつ
と増額すべきである。それは違つた名
目の、違つた項目の予算を増額するべ
きものであります。これを増額するこ
とによつて、今のようないふ方によつ
て、あるいは警察、地方団体あるいは
消防団、水防団、日赤奉仕団、あるい
は少年団、こういうふうなところにい
わゆるお金をくださる、見舞金をくだ
さる、奨励金をくださる、こういう連
中が今日日本を民主的に平和的に再建す
るときに、こういうふうなものが、昔
の御内帑金、天皇御制の組織制度
の中に組み入れられ、これが最近問題
になつております日本の軍勢力、日
本の軍隊化、こういうふうなことにま
でなりつつありはしないかという事例
を私はここで一々申し上げませんけれ

ども、身近に感ぜざるを得ないもので
あります。見舞金、奨励金を増額し
て、身分の特権を強化して、そしてそ
れの使ひ方によりましては、とんでも
ないことになつて参ると思ふのであ
ります。憲法第九條の改正が吉田首相
の口から国会の中で公然と問題になつ
て参りました。また憲法第八條の規定
や皇室経済法並びに同施行法というも
のの新たな制定とその精神の中に
は、いわゆる人民主権というふうな、
新しい憲法の民主主義日本再建への
意義づけというものが確かにあつたは
ずであります。しかもこういうふうな
大精神を蹂躪する、あるいは大精神を
考えないで、ただ便乗的な精神論、そ
ういふこと、物體論というふうな
うなことに藉口して、今問題になつて
おりますような増額というものが軽々
になされるならば、金が多いとか少
いとかの問題よりも、そういうふうな性
格のものが今まさしく重大であるとい
うことを、私どもはここで指摘せざる
を得ないのであります。従つてこうい
うふうなことは、わずかな金のように
見えますけれども、その点からい
うと、軽々に看取すべからざるものがあ
るのであります。しかもその意図が隠
されておるといふことすらも、われわ
れは疑わざるを得ないような状態にも
あるものであります。こういうふうな点
から見まして、わが党はその數額いか
んにかかわらず反対をするものであり
ます。

○青木(正)委員長代理 討論はこれに
て終局いたしました。

これより西案を一括して採決に入
ります。西案に賛成の方の御起立を願
います。

○青木(正)委員長代理 討論はこれに
て終局いたしました。

三

〔賛成者起立〕

○青木（正）委員長代理 起立多数。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

この際お諮りいたします。ただいま議決いたしました両案に関する報告書の作成に關しましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○青木（正）委員長代理 御異議がなければ、さようとりはからいます。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時五十三分散会

〔参照〕

皇室經濟法の一部を改正する法律案（内閣提出）に關する報告書

日本國憲法第八條の規定による議決案（内閣提出）に關する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕